

調査票

秘

返送期限 令和5年11月30日(木)【必着】

以下の事由にあてはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1~6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。

- 1 令和6年1月1日現在、70歳以上である。→ 質問は終了です。
年齢を証明する資料は不要です。

- 2 令和2年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある。

→ 年 月ころ 地方裁判所 支部

- 3 令和4年4月1日以後、選任予定裁判員であったことがある。

→ 年 月ころ 地方裁判所 支部

資料は
不要です。

- 4 令和2年4月1日以後、検察審査員又は補充員の職にあったことがある。

→ 年 月ころ 検察審査会

- 5 令和6年の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である。

学生・生徒とは大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方が該当します。
通信制、夜間通学制は含まれません。

学生証（記載が両面にある場合は両面）の写し等の資料が必要です。※

- 6 令和6年の1年間を通じ、ご自身の重い病気又はケガにより裁判に参加することがむづかしい。

→ (病名、現在の症状等をさしつかえのない範囲で、具体的に記入してください。)

診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。※

※資料の提出に関しては裏面の「調査票提出にあたっての注意事項」をご確認ください。

うらに続きます

調査票（続き）

第2 裁判員になることができない職業

Q&Aのア記載の職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。
当てはまるものがある場合には、次の1に○をつけてください。

アを参照

- 1 該当する。→職業等がわかる身分証明書の写し等の資料が必要です。

第3 裁判員になることが特に難しい特定の月がある場合

2か月を上限に、【辞退を希望する月】を記入し、その【理由】の番号1～6に
○をつけてください。あわせて、【具体的な事情】を記入してください。

イを参照

その1

【辞退を希望する月】

月

ひと月のみ記入して
ください。

【理由】

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

【具体的な事情】

その2

【辞退を希望する月】

月

ひと月のみ記入して
ください。

【理由】

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

【具体的な事情】

資料の例

診断書の写し、医療費の内容が分かる領収書の写し、要介護認定者であることを証する書面の写し、
介護保険証の写し、障害者手帳の写し等

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

【変更後の氏名】

氏 名

【変更後の住所】〒□□□-□□□□

都道
府県

区市
郡

これで終わりです。きりとり線で切り離し、同封の返送用封筒に入れて返送してください。
調査票や提出された資料に記載された個人情報は、適切に管理し、裁判員裁判に関する事務以外で利用することはありません。

調査票提出にあたっての注意事項

■ この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握するためのものです。これにより、1年間を通じて明らかに辞退が認められる場合等には、裁判所にお越しいただくことのないようにします。

■ 個別の事情(仕事、重要な用事、介護、育児等)により辞退を希望される方については、基本的に、この調査票ではなく、具体的な事件の裁判員候補者となった際に改めて郵送される質問票等でお聞きすることを予定しています。したがって、今回お送りしたこの調査票には、1年間を通じて辞退できる一定の事情がある場合(調査票の第1参照)、又は、裁判員になることが特に難しい特定の月が現時点で既に決まっている場合(調査票の第3参照)のみ、事情を記載してください。

■ 調査票はきりとり線で切り離してご提出ください。

■ 資料を提出される場合には、以下の点にご注意ください。

資料は返却できないため、コピーをご提出ください。

- 資料にマイナンバーが記載されている場合は、必ず**マイナンバー部分を隠して**コピーしてください。
- 記載が両面にある資料は**両面をコピー**してください。
- コピーはできる限り**A4サイズ**とし、原則右下余白に同封の**バーコードシール**を貼ってください。



例:学生証など

調査票記入のためのQ & A

ア

Q 裁判員になることができない職業(調査票第2)とは、具体的にはどのような職業ですか。

A 次のような職業の方です。

- 国会議員、国務大臣、都道府県知事、市町村(特別区を含む)長
- 国の行政機関の一定の幹部職員
- 司法警察職員としての職務を行う人
- 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員(非常勤を除く)
- 自衛官
- 裁判官、検察官及びそれらの職にあった人
- 弁護士、弁護士であった人(外国法事務弁護士を含む)
- 弁理士、司法書士、公証人
- 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授
- 判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する人
- 裁判所及び法務省の職員(非常勤を除く)、司法修習生

イ

Q 辞退を希望する月(調査票第3)を記入する際の【具体的な事情】には、どのようなことを書けばよいのですか。

A 仕事上の事情がある方は、

【①仕事の内容】

事業(仕事)の業種、自営・お勤めの別、あなたの担当している仕事の内容、その仕事におけるあなたの立場や役割等を**具体的に記入**してください。

【②その月に辞退を希望する理由】

その月が繁忙期である事情(決算期、農繁期等)、他の方に仕事を代わってもらえない事情(少人数、専門性がある、引継困難等)、仕事を休むことによる影響・損害(売上減による損害の発生等)など、辞退を希望する**具体的な理由を記入**してください。

重要な用事・予定がある方は、

【①予定期】

【②具体的な内容、事情】

重要な予定の内容(冠婚葬祭、試験、行事等)、他の日時に振り替えられない事情等を**具体的に記入**してください。

介護等を行う必要のある方は、

あなたと介護等を必要とする方との関係、その方の心身の状態、要介護認定等を受けられている場合はその区分、記載した月にあなたが介護等を行う必要がある事情(他に養育を担当していただける方が繁忙である、その月に入退院や通院に付き添う予定がある等)等を**具体的に記入**してください。

育児を行う必要のある方は、

あなたと養育を必要とする方との関係、その方の年齢、記載した月にあなたが養育を行う必要がある事情(他に養育を担当していただける方が繁忙である等)等を**具体的に記入**してください。